

蒲郡市災害緊急初動隊編成要綱

1 目的

休日、夜間等に市域内で地震、爆発等予測不能な大規模災害が発生した場合において、災害対策本部が設置されるまでの活動の空白をなくすため、災害緊急初動隊（以下「初動隊」という。）を編成し、当該災害に係る被害情報等の収集、伝達その他緊急活動を実施することにより、その後の円滑な災害応急対策活動に資することを目的とする。

2 構成

初動隊は、市役所から概ね2キロメートル以内（発災時に早足又は自転車で10分以内に登庁が可能と思われる距離）に在住する男子職員50名以内で組織し、統括指揮者及び副統括指揮者並びに総務、情報収集、出動、広報の4班編成とする。

3 活動内容

初動隊の活動内容は、災害対策本部が設置されるまでの空白時間を補うための情報の収集及び伝達に重点を置き、状況によって緊急応急対策を行うものとする。

各班の分担業務は、次のとおりとし、各班は、統括指揮者の指示のもと、事前にそれぞれの活動マニュアルを作成し、随時活動訓練を計画、実施するものとする。

(1) 総務班

- ① 庁舎、電気・電話設備、給排水設備、防災関係機器類等の被害状況調査、機能点検及び緊急復旧に関すること。
- ② 庁舎内の危険物等の安全確認に関すること。
- ③ 災害対策本部長等への連絡その他職員の動員に関すること。
- ④ 無線通信の統括、実施に関すること。
- ⑤ 災害対策本部設置の準備に関すること。
- ⑥ 防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ⑦ その他他の班に属さない緊急を要する事項に関すること。

(2) 情報収集班

- ① 気象情報、災害情報等の収集、整理に関すること。
- ② 被害状況の収集、整理に関すること。

(3) 出動班

- ① 出動による被害状況の収集に関すること。
- ② 緊急道路等の通行確保に関すること。
- ③ 危険地区等の警戒活動に関すること。
- ④ 消防組織による救助活動の補助に関すること。
- ⑤ ライフライン関係機関、建設業関係機関との連絡調整に関すること。
- ⑥ その他緊急復旧活動に関すること。

(4) 広報班

- ① 市民への災害関連情報の伝達に関すること。
- ② 報道関係機関への災害関連情報の伝達に関すること。
- ③ 避難勧告等の伝達に関すること。

4 登庁基準

初動隊の隊員は、閉庁時間帯に次のいずれかの報に接し、又は事態を確認したときに、本人にやむを得ない事情のない限り自主的に登庁し、それぞれの任務に着くものとする。

- (1) 市域における震度4以上の地震
- (2) 隣接市町又は東三河市町における震度5弱以上の地震
- (3) 市域における広範囲にわたる大規模爆発
- (4) その他市域における大規模災害等の非常事態

5 その他

- (1) 初動隊の隊員は、市長が任命し、任期は、解任されるまでの間とする。
- (2) 初動隊は、災害対策本部が設置された場合は自動的に本部に吸収される。
- (3) 初動隊の活動訓練に必要な費用(時間外手当を含む。)は、毎年予算化するものとする。
- (4) 初動隊の勤務時間内の活動訓練実施及び会合は、職務専念義務の免除をするものとする。
- (5) 初動隊の活動訓練中の事故は、公務災害(通勤災害を含む。)とするものとする。

附 則

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。